公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案のポイント①

### 改正の趣旨・ポイント

変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、改正教育公務員特例法を受け、より効果的な教師の資質向上を図るために改正するもの。

- ▶ 教師に共通的に求められる資質能力を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮 や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の5つの柱で再整理。
- ▶ 新たな教師の学びを実現していくための仕組みとして、研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等について、その基本的な考え方を明記。
- → 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等を通じた所属教師の資質向上など、所属教師の人材育成に大きな責任と役割を担っている校長に求められる資質能力を明確化するとともに、校長の指標を、教員とは別に策定することを明記。
- ▶ 各学校の課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、 効果的な学校教育活動に繋げるよう、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、校内研修を活性化 させることを明記。
- → 研修の性質に応じて、研修後の成果確認方法を明確化すること、特にオンデマンド型については、知識・技能の習得状況を確認するテストも含め、研修企画段階から成果の確認方法を設定することを新たに規定。教科指導については、指導主事による定期的な授業観察・指導助言に関し、オンラインの活用も考慮した効果的・効率的な実施体制を整備することを明記。
- ⇒ 任命権者は、これらを参酌して指標を設定し、指標を踏まえた教員研修計画を策定。

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案のポイント②

#### 資質向上の基本的な考え方

#### ・研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等

(個別最適な学び、協働的な学び、研修受講に課題のある教師への対応 (職務命令による研修受講) など)

- ※具体的な内容は、ガイドラインで定める
- ・**多様な内容・方法**による資質向上 (教育委員会、教職員支援機構、大学等の様々な学習コンテン ツの活用、教員育成協議会を通じた取組)
- · [現場の経験]を重視した学び (校内研修・授業研究等)と校 外研修の最適な組合せ
- ・対面・集合型研修、同時双方向型オンライン研修、オンデマンド型研修の適切な組合せ
- ・<u>研修成果の確認方法</u>の明確化 (特にオンデマンド型コンテンツは知識・技能の習得状況の確認方法をあらかじめ設定、定期的な授業観察等)

#### 資質向上の基本的な視点

・教師一人一人の視点

(普遍的な素養、**必要な学びを主体的に行う**姿勢、**児童生徒性暴力等の防止等**)

- ・学校組織・教職員集団の視点 (多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築、チームと しての同僚・支援スタッフとの分担・協働、家庭・地域・福祉・警 察等との連携協働)
- ・社会・学校の変化の視点 (いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子供への対応、外国 人児童生徒等の対応、主体的・対話的で深い学び、道徳教育、 小学校外国語教育、ICT活用などの今日的な教育課題への対 応など)

#### 校長に求められる資質能力の明確化

- ·校長の指標を教員とは別に策定することを明記
- ・教職員の資質向上などの人材育成の役割、今後特に求められる「アセスメント能力」(様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する)や、「ファシリテーション能力」(学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する)など

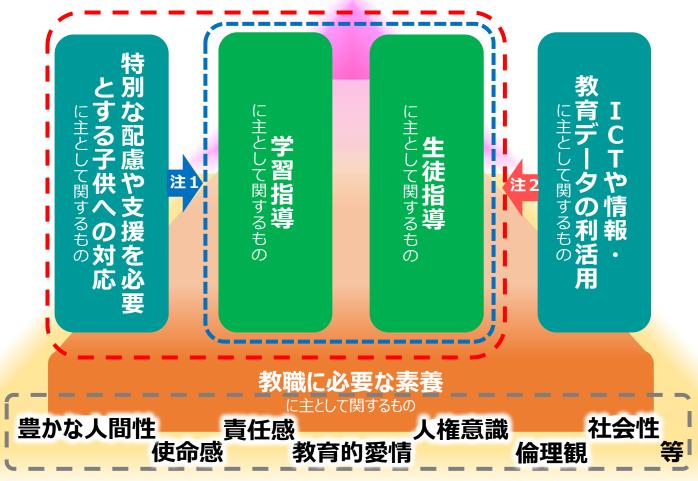
#### 教師に求められる資質能力の構造化

・共通的に求められる**資質能力を**、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、 ⑤ICT や情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理** ※具体的な内容は、別途大臣が定める

#### 研修機会 · 体制整備等

- ・日常的な校内研修等の充実(互いの授業参観・批評等)
- ・管理職の下での主体的・自律的な研修の全校的な推進体制
- ·研修**内容が適時見直される仕組み**の整備
- ・研修の精選・重点化を含む効果的・効率的な実施
- ・中堅段階以降も含めた研修機会の充実
- ・研修内容の系統性の確保(シリーズ化、グレード化、関連付け等)
- ・資質向上にあたり、教員育成協議会で大学等と協議することが望ましい事項を具体的に例示(大学における研修プログラムや人事交流等)
- ・臨時的任用教員等への研修機会の充実
- ・教育委員会が行う研修内容・方法について、時代に応じて求められる資質の向上が図られるものとなるよう、国として定期的にフォローアップ

# 教師に共通的に求められる資質能力



- ※ 上記に関連して、**マネジメント**、**コミュニケーション(ファシリテーションの作用を含む)**、**連携協働**などが横断的な要素として存在
  - 注1)「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け
  - 注2)「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に 行うための手段としての位置付け

**教職に必要な素養** に主として関するもの

- ・ 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとと もに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・ 豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、<u>自らの意見も効果的に伝えつつ、**円滑なコ**</u> **ミュニケーション**を取り、**良好な人間関係を構築**することができる。
- ・ <u>学校組織マネジメント</u>の意義を理解した上で、<u>限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えら</u>れるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・ **自身や学校の強み・弱みを理解**し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、 連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・ <u>子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等</u>に普段から備え、様々な場面に対応できる<u>危機管理の知識や視点</u>を備えている。

学習指導に主として関するもの

- ・ 関係法令、学習指導要領及び<u>子供の心身の発達や学習過程に関する理解</u>に基づき、子供たちの<u>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う</u>など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、<u>学習者中心の授業を創造</u>することができる。
- ・ <u>カリキュラム・マネジメント</u>の意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・ <u>子供の興味・関心を引き出す教材研究</u>や、他の教師と<u>協働した授業研究</u>などを行いながら、<u>授業設計・実践・評価・改善等</u>を 行うことができる。
- ・ 各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる**各教科等の専門 的知識**を身に付けている。

生徒指導に主として関するもの

- ・ 子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、**他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導**を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論(心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。)を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、<u>個々の</u> **悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助**を行うことができる。
- ・ キャリア教育や進路指導の意義を理解し、<u>地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じ</u>て、子供が<u>自分</u> **らしい生き方を実現するための力を育成する**ことができる。
- ・ <u>子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築</u>するとともに、それ ぞれの**可能性や活躍の場を引き出す集団づくり(学級経営)**を行うことができる。

特別な配慮や支援を 必要とする子供への対応 に主として関するもの

・ 特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・ 教育データの利活用 に主として関するもの

- ・ 学校におけるICTの活用の意義を理解し、**授業や校務等にICTを効果的に活用**するとともに、**児童生徒等の情報活用能** 力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、<u>児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用</u>することができる。

  注)記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。